

生駒市選挙管理委員会告示第55号

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年12月2日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

生駒市公職選挙事務執行規程（平成元年10月生駒市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第59条の4第3項」を「第59条の4第4項」に改める。

第16条第1項前段を次のように改める。

交付された表示物等は、その使用の目的が終わったときは、直ちに委員会に返還しなければならない。

第73条第3項を次のように改める。

3 第11条第2項の規定は第1項の表示物の掲示について、第15条の規定はその再交付について、第16条の規定はその返還について、それぞれ準用する。

様式第2号中「（連絡電話） 局 番（呼出）」を
「（電話 ））」に改める。

様式第6号から様式第9号までを次のように改める。

様式第 6 号（その 1）（第 1 1 条関係）

第 号	年	何 選 挙	選 挙
号	月		用
	日		自 動 車
	執行		
生駒市選挙管理委員会 印			

様式第 6 号（その 2）（第 1 1 条関係）

第 号	年	何 選 挙	選 挙
号	月		用
	日		拡 声 機
	執行		
生駒市選挙管理委員会 印			

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

第	号	年	月	日	執行
何選挙					
乗車章番号					
生駒市選挙管理委員会 印					

備考 「番号」には、1 からの一連番号を表示するものとする。

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第	何	第
号	選	号
年	挙	
月	候	
日	補	
執	者	
行		
	街	
	頭	
	演	
	説	
	標	
	旗	
	生駒市選挙管理委員会	
	印	

様式第 9 号（第 1 3 条関係）

第	号	年	月	日	執行
					何選挙
					選挙運動員章
					番号
					生駒市選挙管理委員会
					印

備考 「番号」には、1 からの一連番号を表示するものとする。

附 則

この告示は、平成 1 8 年 1 2 月 2 日から施行する。